

屋外広告物の

令和5年
4月1日から

LINE通報が始まります！



■屋外広告物とは…

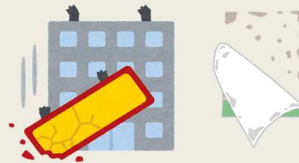
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。
例外を除いて、屋外広告物を表示するときには許可が必要です。



■LINE通報でできること

屋外広告物で、
×道路上や電柱などにはり紙が貼られているとき
×落下・倒壊・飛散の恐れがあるものを見かけたら、
通報してください。

⚠️右図のような、
はり紙等は禁止されています！



狛江のまちなみを一緒に守りませんか？

【担当部署】



←LINE通報の
方法はこちら

都市建設部まちづくり推進課

・LINE通報 (令和5年4月1日から) ・電話 03-3430-1111
・メール machisuit01@city.komae.lg.jp

新築戸建
3LDK・ロフト付
狛江駅徒歩5分
お気軽にお問い合わせ
合わせください。
連絡先：担当者〇〇
…▲▲▲■

**新築戸建
販売中**

屋外広告物の詳細は市ホームページから→

